

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 六七
- 患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件 六七
- 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件 六七
- 地方卸売市場を廃止することを許可した件 六七
- 保安林の指定をする件 六八

公 告

- 道路の区域を変更する件六件 六八
- 道路の供用を開始する件二件 六九
- 地方税法により特約業者の指定を取り消した件 六〇
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 六〇
- 落札者を決定した件 六〇
- 福島海区漁業調整委員会 六三
- はえなわ漁業について指示する件 六三
- 漁業法により指示する件 六三

告 示

福島県告示第五百八十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年八月二十八日から同年九月二十八日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)いわき駅前再開発ビル いわき市平字田町百二十番地

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

福島県告示第五百八十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成十九年八月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見群数	発見の場所	発見年月日	摘要
腐蛆病	みつば	患畜	一群	田村郡	平成十九年八月一六日	自衛殺

(生産流通領域衛生飼料グループ)

福島県告示第五百八十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定により、鹿島加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

平成十九年八月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

(生産流通領域水産グループ)

福島県告示第五百八十五号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六十条の規定により、地方卸売市場の廃止について、平成十九年八月十日次のとおり許可した。

平成十九年八月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

許可番号	廃止年月日	地方卸売市場の名称及び位置	取扱品目	廃止の許可を受けた者の名称及び住所
一〇四	平成一九年八月三二日	江名地方卸売市場 いわき市江名字南町 一一四番地	生鮮水産物及び その加工品	江名漁業協同組合 いわき市江名字南町 一一四番地

(生産流通領域水産グループ)

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第五百八十六号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次
 のとおり保安林の指定をする。
 平成十九年八月二十八日

一 保安林の所在場所

南会津郡南会津町宮里字糸沢二六〇五の一、二六〇六の一、二六一〇、字崩山三二
 の一、三一の二、二五〇六の一

二 指定の目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対
 策グループ及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画
 グループ及び福島県東北建設事務所で平成十九年八月二十八日から二週間一般の縦覧に
 供する。
 平成十九年八月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道霊山 松川線	伊達郡川俣町秋山字洪 田二三番一地从先から	五・〇	六・五	一〇三・七	
	同 郡同 町秋山字洪 田二九番一地从先まで	六・五	一一・〇		

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画
 グループ及び福島県東北建設事務所で平成十九年八月二十八日から二週間一般の縦覧に
 供する。
 平成十九年八月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道石筵 本宮線	安達郡大玉村玉井字庚 申二九五番三地从先から	四・〇	一四・〇	三九七・五	
	同 郡同 村玉井字庚 申二六九番地先まで	一〇・〇	二〇・〇		
		一〇・〇	二〇・〇	三五〇・〇	

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画
 グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成十九年八月二十八日から二週間一般の縦
 覧に供する。
 平成十九年八月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道下郷 会津本郷 線	大沼郡会津美里町氷玉 字久手一番地先から	四・四	一八・〇	一、二八〇・二	
	同 郡同 町氷玉 字殿田九番一地从先まで	四・四	一八・〇		
		四・四	一八・〇	一、二八〇・二	

同 郡同 町氷玉 字久手四六番地先から 同 郡同 町氷玉 字殿田九番一地先まで	変更後	B 一一・〇〇 一一五・〇〇	一、五八一・四
--	-----	----------------------	---------

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百九十号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成十九年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成十九年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路 線 名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道下郷 会津本郷 線	大沼郡会津美里町氷玉 字久手一番地先から 同 郡同 町氷玉 字殿田九番一地先まで	変更前	A 四・四〇 一八・〇〇	一、二八〇・二
	同 郡同 町氷玉 字久手四六番地先から 同 郡同 町氷玉 字殿田九番一地先まで	変更後	B 一一・〇〇 一一五・〇〇	一、五八一・四

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成十九年八月二十八日から二週間一般の縦覧

に供する。

平成十九年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路 線 名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道熱塩 加納会津 坂下線	喜多方市慶徳町松舞家 字北ノ窪二番地先か ら	変更前	七・〇〇 一六・〇〇	四五〇・〇
	同 市慶徳町松舞家 字北ノ窪五九番地先ま で	変更後	九・〇〇 二二・〇〇	四五〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成十九年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成十九年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路 線 名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道熱塩 加納山都 西会津線	喜多方市熱塩加納町宮 川字南大平七七九三番 二地先から	変更前	六・〇〇 一一・〇〇	二〇九・〇
	同 市熱塩加納町宮 川字榎尻六六六五番一 地先まで	変更後	八・〇〇 二二・〇〇	二二〇〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県

会津若松建設事務所で平成十九年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道下郷会津本郷線	大沼郡会津美里町氷玉字久手四六番地先から 同 郡同 町氷玉字殿田九番一地先まで	平成一九年 八月二八日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県県北建設事務所で平成十九年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道丸森霊山線	伊達市霊山町掛田字田沢七三番地先から 同 市霊山町掛田字田沢七二番一地先まで	平成一九年 八月二八日

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第四百九十二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。
平成十九年八月二十八日

氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所又は事業所 指定取消年月日
の所在地

株式会社昭和興産 菅野 一介 福島県知事 佐藤 雄平
福島市天神町三番七号 平成十九年六月七日
(財務領域課税収税グループ)

公告第四百九十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成十九年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 申請のあった年月日
平成十九年八月八日
- 名称
特定非営利活動法人パワートネットプラス
- 代表者の氏名
牧野 節子
- 主たる事務所の所在地
福島県郡山市神明町六番四号 三慶マンション一階
- 定款に記載された目的
本法人は、障がいを持った方の労働を支援することを主体としながら、障がいを持っている方もそうでない方もお互いに協力しながら、地域で普通に暮らせるような社会作りを目指すことを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第94号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第一項の規定により公告する。
平成19年 8月28日

福島県知事 佐藤 雄平

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - ロータリ除雪車Ⅰ 2.6m級 1台
 - ロータリ除雪車Ⅱ 2.2m級 1台
 - 除雪ボーザⅠ 19t級 1台
 - 除雪ボーザⅡ 19t級 1台
 - 除雪ボーザⅢ 19t級 1台
 - 除雪ボーザⅣ 19t級 1台
- 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
福島県出納局総務管理グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
平成19年7月12日
- 落札者の氏名及び住所

- 1の(1) 東北TCM株式会社福島支店 福島県郡山市日和田町高倉字藤担1番389号
- 1の(2) 東北TCM株式会社福島支店 福島県郡山市日和田町高倉字藤担1番389号
- 1の(3) 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- 1の(4) 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- 1の(5) 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- 1の(6) 東北TCM株式会社福島支店 福島県郡山市日和田町高倉字藤担1番389号
- 5 落札金額
 - 1の(1) 39,375,000円
 - 1の(2) 26,176,500円
 - 1の(3) 19,404,000円
 - 1の(4) 19,740,000円
 - 1の(5) 19,614,000円
 - 1の(6) 19,530,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
—般競争入札—
- 7 特別政令第6条の公告を行った日
平成19年6月1日

(出納局総務管理グループ)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第五号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

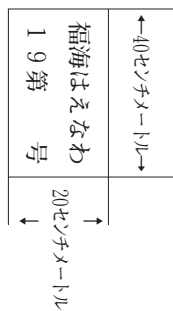
平成十九年八月二十八日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

- 一 操業の承認
最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
- 二 承認の対象漁船
はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。
- 三 操業期間

- 一に規定する海域における操業期間は、平成十九年十月一日から平成二十年三月三十一日までとする。
- 四 制限又は条件
 - 1 操業の禁止区域
次に掲げる海域での操業は、禁止する。
北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域
 - 2 承認証の備付け及び標識の表示
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

- 操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成十九年十月一日から平成二十年九月三十日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成十九年八月二十八日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第四十五条の二第一号から第五号までに規定する区域においては、平成十九年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。